

総合口座キャッシュカード規定

1. カードの利用

当金庫の総合口座キャッシュカード（以下「カード」といいます。）は、次の場合に利用することができます。なお、カードは、当金庫、入金提携先（第1号に定めます。）または支払提携先（第2号に定めます。）所定の時間内に利用することができます。

- ① 当金庫がオンライン現金自動預入機の共同利用による現金入金業務を提携した金融機関等（以下「入金提携先」といいます。）の現金自動預入機（現金自動預入払出兼用機を含みます。）（以下「預入機」といいます。）を使用して総合口座取引の普通預金に預入れをする場合（以下この取扱いを「預入機による預入れ」といいます。）
- ② 当金庫がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「支払提携先」といいます。）の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。）（以下「支払機」といいます。）を使用して総合口座取引の普通預金の払戻し（当座貸越を利用した払戻しを含みます。）をする場合（以下この取扱いを「支払機による払戻し」といいます。）（このカードは、商工債買入預金の現金での払戻しには利用できません。）。
- ③ その他当金庫所定の取引をする場合

2. 預入機による預入れ

- (1) 預入機による預入れをする場合には、預入機の画面表示等の操作手順に従って、預入機にカードを挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) 預入機による預入れは、預入機の機種により入金提携先所定の種類の紙幣に限り、また、1回あたりの預入れは、入金提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。

3. 支払機による払戻し

- (1) 支払機による払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

- (2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により支払提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、支払提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは、当金庫所定の金額の範囲内とします。
- (3) 支払機による払戻しをする場合に、払戻請求金額と第4条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払い戻すことのできる金額を超えるときは、その払戻しはできません。

4. 自動機利用手数料等

- (1) 支払機による払戻しをする場合には、当金庫および支払提携先所定の支払機の利用に関する手数料（以下「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。
- (2) 自動機利用手数料は、支払機による払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引き落とします。なお、支払提携先の自動機利用手数料は、当金庫から支払提携先に支払います。

5. 預入機・支払機故障時等の取扱い

- (1) 停電、故障等により預入機および支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当金庫本支店の窓口でカードにより預入れまたは払戻しをすることができます。なお、入金提携先および支払提携先の窓口では、この取扱いはしません。また、この払戻しについては、当金庫が預入機および支払機故障時等の取扱いとして定めた金額の範囲内とします。
- (2) 前項による預入れをする場合には、氏名および金額を、当金庫所定の入金票に記入のうえ、現金およびカードとともに提出してください。また、払戻しをする場合には、氏名および金額を、当金庫所定の払戻請求書その他の書類に記入のうえ、カードとともに提出してください。

6. カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入

カードにより預け入れた金額、払い戻した金額、自動機利用手数料金額の通帳記入は、通帳が当金庫に提出された場合に行います。また窓口でカードにより取り扱った場合も同様とします。

7. カード・暗証の管理等

- (1) 当金庫は、支払機の操作の際に使用されたカードが、当金庫が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当金庫所定の方法により確認のうえ支払機による払戻しを行います。当金庫の窓口においても同様にカードを確認し、当金庫所定の方法によって申出の暗証に基づく氏名と書類記載の氏名との一致を確認のうえ取扱いをいたします。
- (2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、速やかに本人から当金庫に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる払戻し停止の措置を講じます。
- (3) カードの盗難にあった場合には、当金庫所定の届出書を当金庫に提出してください。

8. 偽造カード等による払戻し等

偽造または変造されたカードによる払戻しについては、本人の故意による場合または当該払戻しについて当金庫が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当金庫が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。この場合、本人は、当金庫所定の書類を提出し、カードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当金庫の調査に協力するものとします。

9. 盗難カードによる払戻し等

- (1) カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当金庫に対して当該払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① カードの盗難に気づいてから速やかに、当金庫への通知が行われていること。
 - ② 当金庫の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること。
 - ③ 当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったこと

が推測される事実を確認できるものを示していること。

- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日（ただし、当金庫に通知することができな
いやむをえない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続
している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しにかかる損
害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」と
いいます。）を補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたこと
について、当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当金庫
が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんす
るものとします。
- (3) 前二項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、盗難が行われた日（当該盗難
が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行
われた不正な預金払戻しが最初に行われた日）から2年を経過する日後に行われた
場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合
には、当金庫は補てん責任を負いません。
- ① 当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次
のいずれかに該当する場合
- A 本人に重大な過失があることを当金庫が証明した場合
- B 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または、家
事使用人（家事全般を行っている家政婦など）によって行われた場合
- C 本人が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重大な事項につ
いて偽りの説明を行った場合
- ② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカード
が盗難にあった場合

10. カードの紛失、届出事項の変更

カードを紛失した場合または氏名、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、
直ちに本人から当金庫所定の方法により当金庫に届け出てください。

11. カードの再発行

- (1) カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当金庫所定の手続をした後に
行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (2) カードを再発行する場合には、当金庫所定の再発行手数料をいただきます。

12. 預入機・支払機への誤入力

預入機および支払機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、
当金庫、入金提携先および支払提携先は責任を負いません。

13. 解約、カードの利用停止等

- (1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカード
を取引店に返却してください。なお、総合口座取引規定により預金口座が解約さ
れた場合にも、同様に返却してください。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当金庫がカードの利用を不相当と認めた場合には、
その利用をお断りすることがあります。この場合、当金庫からの請求があり次第、
直ちにカードを取引店に返却してください。
- (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当金庫から
の請求があり次第、直ちにカードを取引店に返却してください。ただし、第2号の
場合は、当金庫の窓口において当金庫所定の本人確認資料等の提示を受け、当金
庫が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
 - ① 次条に定める規定に違反した場合
 - ② 総合口座取引に関し、定期預金および保護預り中の商工債の残高が零となった
場合に、最終の預入れまたは払戻しから当金庫が別途表示する一定の期間が経
過し、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合
 - ③ カードが偽造、変造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当
金庫が判断した場合

14. 譲渡、質入れ等の禁止

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

15. 規定の準用

この規定に定めのない事項については、当金庫の他の約款・規定等により取り扱います。

16. 規定の変更

- (1) 当金庫は、民法548条の4の規定に基づき、この規定を変更できるものとします。
- (2) 当金庫は、前項の定めによりこの規定を変更する場合、その効力発生日を定め、効力発生日までに、当金庫ホームページへの掲載その他の適切な方法によりこの規定を変更する旨、変更後のこの規定の内容および効力発生日を周知するものとします。
- (3) この規定が店頭配備の書面に印字されている場合で、この規定の内容が当金庫ホームページに掲載されたこの規定と相違するときは、当金庫ホームページに掲載されたこの規定によるものとします。

以上

(2024年9月24日現在)